

飼犬(猫)避妊手術費等補助金の金額変更について

村では、家庭で飼育している犬(猫)の避妊手術等をした方に、手術費に対する補助金を交付しています。飼養者の望まない犬(猫)の繁殖を減らし、野犬(猫)や保健所へ持ち込まれる犬(猫)の発生の抑制を目的に実施していますが、平成31年4月1日からの申請より補助金額を変更いたします。

(制度の内容)

○対象者

本村に住所を有し、世帯全員が村税等を滞納していない者で、飼育している犬(猫)の避妊手術等を群馬県獣医師会の開業獣医師により実施した者。

(犬については登録及び狂犬病予防注射をしていることが条件となります。)

○変更後補助金額

避妊・去勢ともに、一頭につき一律5,000円

○申請方法

役場窓口にて領収書・通帳を持参して申請して下さい。尚、問い合わせについては役場住民課へお願いいたします。

高山村役場 住民課

☎0279-63-2111